

【信濃川火焰街道連携協議会日帰りバスツアーのご案内】



マ・ヤンソン/MADアーキテクツ「Tunnel of Light」

JR飯山線観光列車『おいこっと』乗車付！ 絶景！日本三大峡谷清津峡と縄文文化をめぐる旅

- 大人気！「大地の芸術祭」の作品としてリニューアルした「清津峡溪谷トンネル」は必見。
- 2020年6月オープン！国宝・火焰型土器が見られる「十日町市博物館」を見学。専門員による説明付。
- 笹山遺跡では専門員による国宝・火焰型土器発掘についての説明付。
- 食事は、十日町市のへぎそばをご賞味いただきます。
- 信濃川沿いを走るローカル線 JR飯山線観光列車「おいこっと」乗車付！（津南駅～十日町駅間）

◆ご旅行日程：2020年11月21日（土）

◆ご旅行料金：お一人様 4,550円（大人・子供同料金）

旅行料金7,000円からGo To トラベル事業による支援金を引いた金額です。
また別途に旅行費15%の地域共通クーポンが付与されます。

◆募集人数：各コース15名（最少催行人員各コース10名）

◆募集締切：2020年11月10日（火） ※定員になり次第締め切らせていただきます。

◆旅行料金に含まれるもの

・日程表記載の貸切バス代(越後交通又同等クラス会社) ・食事1回 ・観光入場料

◆出発場所：**①新潟駅・燕三条駅発着コース** **②長岡駅・十日町駅発着コース**

◆添乗員：全行程同行いたします。

◆お申込先：共立観光(株)十日町支店

TEL025-752-4128 FAX025-752-5451

◆申込方法：電話又はFAXでお申込み下さい。



| 月日 | コース | |
|--------------|--|---|
| 11/21 (土) | ①新潟駅・燕三条駅発着コース | |
| | (出発) 新潟駅 07:00 | (乗車) 新潟西IC — 三条燕IC — 燕三条駅 07:50 08:00 |
| | (休憩) 大和PA 08:50 09:05 | (観光) 塩沢石打IC — 清津峡溪谷トンネル 09:50 10:50 |
| | 津南駅 11:10 11:27 | おいこっと 十日町駅 11:50 12:00 |
| | (昼食) 小嶋屋本店 12:10 13:10 | (説明・見学) 十日町市博物館 13:20 14:40 |
| | (説明・見学) 笹山遺跡 14:50 15:30 | (買物) クロステン十日町 15:40 16:20 |
| | (下車) 越後川口IC — 三条燕IC — 燕三条駅 17:30 | (解散) 新潟西IC — 新潟駅 18:20 |
| | ②長岡駅・十日町駅発着コース | |
| | (出発) 長岡駅 07:30 | (乗車) 十日町駅 08:40 |
| | (観光) 清津峡溪谷トンネル 09:20 10:30 | 津南駅 11:10 11:27 |
| | 十日町駅 11:50 12:00 | おいこっと 十日町駅 11:50 12:00 |
| | (昼食) 小嶋屋 和亭 12:10 13:10 | (説明・見学) 笹山遺跡 13:20 14:00 |
| | (説明・見学) 十日町市博物館 14:00 15:20 | (買物) クロステン十日町 15:30 16:10 |
| | (下車) 十日町駅 16:20 | (解散) 長岡駅 17:30 |

【お問合せ・お申込み先】

◆旅行企画・実施 新潟県知事登録旅行業第2-60/総合旅行業務取扱管理者 高橋英夫

共立観光(株)十日町支店

TEL 025-752-4128 FAX025-752-5451

住所:新潟県十日町市駅通り120番地3

〈営業時間・・・平日10:00～17:00、土曜・日曜・祝日は休業〉

◆事業企画

信濃川火焰街道連携協議会

事務局:十日町市 観光交流課

〒948-0079 新潟県十日町市旭町257-17十日町市総合観光案内所

TEL 025-757-3100 FAX 025-757-2285

信濃川火焰街道連携協議会:新潟市・三条市・長岡市・十日町市・魚沼市・津南町で構成

2020年11月21日出発 絶景！日本三大峡谷清津峡と縄文文化をめぐる旅 申込書

◆下記「お客様の個人情報の取扱いについて」に同意の上、申込ます。

| | | | |
|-------|----------------|----------|--|
| 申込代表者 | ふりがな お名前 | (歳/性別) | |
| | ご住所 | 〒 | |
| | ご連絡先 | TEL | |
| 同行参加者 | ふりがな お名前 | (歳/性別) | |
| | ふりがな お名前 | (歳/性別) | |
| | ふりがな お名前 | (歳/性別) | |
| 通信欄 | | | |
| 出発地 | 計 名(男性 名/女性 名) | | |

お問合せ・お申込み先

TEL 025-752-4128

共立観光(株)十日町支店

FAX 025-752-5451

新型コロナウイルス感染拡大予防についてお願い

- ①お客様の体調確認のために、乗車前に非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
発熱(37.5度以上)や感染の疑いのある症状を呈しているお客様には、乗車をご遠慮いただく場合があります。
- ②車両(列車及びバス)の出入口にアルコールによる消毒液を設置しておりますので、乗降時は手指の消毒にご協力ください。
- ③ご旅行参加者は各自マスクをご持参ください。また、ツアー参加時のマスクの着用をお願いいたします。
- ④ツアー中は咳エチケットの励行及び大きな声での会話のお控え等のご協力をお願いいたします。

◇弊社ツアーは日本旅行業協会発行の「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿って運行いたします。
ご参加のお客様にはご不便をおかけするかとありますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ご旅行条件(要約)

〈お申し込みの際は、ご旅行条件をご確認の上、お申し込みください〉

●募集型企画旅行契約

この旅行は、共立観光株式会社(新潟県十日町駅通り120-3。以下「当社」という)が企画・旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集広告、本旅行条件書、出発前に送付する最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください
お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨を翌日から起算して、3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したとき成立するものとします。
- (4)お申込金くおひとり
日帰り旅行…3,000円 宿泊をとまなう国内旅行…10,000円

●契約締結の拒否

- 当社は、下記の場合において募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1)当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていません。
 - (2)応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (4)当社の業務上の都合があるとき。

●当社の解除権(旅行開始後の解除)

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
- (1)旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2)旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反の者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し団体行動を妨げるおそれがあるとき。
 - (3)天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

●保護措置

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく記載の取扱管理者に尋ねてください。

●旅行契約の解除

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。尚、旅行契約の解除期日は、当社の営業日並びに営業時間内に解除する旨を申し出ていただいた日を基準といたします。

国内旅行に係る取消料(キャンセル料)

| 契約解除の日 | 取消料(おひとり様) |
|--|------------|
| 1.21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあつては11日目) | 無 料 |
| 2.20日目(日帰り旅行にあつては10日目) にあたる日以降の解除(3~6を除く) | 旅行代金の20% |
| 3.7日目にあたる日以降(4~6を除く) | 旅行代金の30% |
| 4.旅行開始日の前日の解除 | 旅行代金の40% |
| 5.当日の解除(6を除く) | 旅行代金の50% |
| 6.旅行開始後の解除又は無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊をとまなう場合はその宿泊費、食事代、見学料がかかる場合はその見学料、添乗員同行の場合はその同行費用、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費、出発地・集合地までの交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません)

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。

●契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

●個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等に提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年9月1日を基準としています。又、旅行代金は2020年9月1日 現在の有効な運賃・規則を基準としています。尚、このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。